

合併後の支所組織について（案）

1 合併後の各市町村の行政機構及び組織について

合併後の各市役所、町村役場は支所とする。

2 支所組織体制及び事務処理体制について

(1) 支所組織体制

各支所は、合併前の行政サービス水準を確保するため、現市町村の組織を考慮した組織体制とする。

(2) 事務処理体制

窓口部門〔住民課、税務課、保健福祉課、産業課（農業・商工業・観光）、建設課など〕

現在、実施している各市町村の事務は、合併後の支所において取扱いできることとする。

また、合併後に生じる新たな事務（中核市事務・新潟市単独事務）で、住民に直接関わりのある事務については、可能な限り支所で取扱いできるように検討する。

内部管理部門〔総務課（組織・人事・契約など）、企画課、財政課など〕

管理部門は、原則、統廃合の方向で検討する。

ただし、統廃合にあたっては、合併前の市町村と比べて支所機能が低下しないよう考慮した組織体制とする。

各行政委員会〔教育委員会、選挙管理委員会など〕

各行政委員会は、統廃合する。

ただし、住民に直接関わりのある窓口をもつ行政委員会事務局は、事務所（教育事務所など）の設置などの方法を検討する。

3 支所の権限について

支所の専決権限（人事、財政、契約など管理部門の権限も含む）については、支所に一定の権限を付与する方向で、今後、策定する具体的な行政制度の調整方針案と並行して検討する。